



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年5月9日金曜日 第1455号

◇ 目次 ◇

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....	559
告 示	
落札者等の告示.....	560
指定医師の所在地の変更.....	560
指定医師の辞退の届出.....	560
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	561
土地改良区役員の就退任の届出.....	561
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	562
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	562
村営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（3件）... ..	562
土地改良事業の工事完了の届出.....	563
県営土地改良事業の工事の完了（7件）.....	563
定期種畜検査の実施.....	564
肉用子牛価格安定基金協会の指定.....	564
肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除.....	564
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	564
特定漁港漁場整備事業計画の案の公告及び縦覧.....	564
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧.....	564
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	564
道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）.....	565
道路の供用開始（ " ）.....	565
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	565
道路の供用開始（ " ）.....	565
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	566
道路の供用開始（ " ）.....	566
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	566
開発行為に関する工事の完了.....	566
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	567

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	567
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	568
公文書の公開の実施状況.....	568
個人情報の開示等の実施状況.....	568
愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施.....	569

人事委員会公告

平成15年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	570
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	573
石手川北部土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会への指定.....	574

公営企業告示

落札者等の告示.....	574
--------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	574
---------------	-----

雑 報

公示による通知..... 575

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第45号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表1 1の項(1)ウ中「31,000円」を「30,000円」に改め、同項(2)イ中「2,498,000円」を「2,468,000円」に改め、同表2の項(1)ウ中「1,020円」を「1,010円」に改め、同表3の項ウ(ア)の表中

円	円	円	円	円	円	を
17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400	
29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600	に改
円	円	円	円	円	円	
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200	
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400	

め、同項ウ(イ)の表中

円	円	円	円	円	円	を
5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400	
9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400	に改
円	円	円	円	円	円	
5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400	
9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300	

め、同表6の項ウ中「531,000円」を「525,000円」に改め、同表10の項(2)エ(ア)中「3,300円」を「3,200円」に改め、同表11の項イ中「141,100円」を「138,500円」に改める。

別表2 1の項(1)ア中「17,900円」を「17,600円」に改め、同項(1)イ中「12,300円」を「12,100円」に改め、同項(1)ウ中「11,800円」を「11,600円」に改め、同項(1)エ中「17,800円」を「17,400円」に改め、同項(1)オ中「21,300円」を「20,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第1080号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札 公 告 日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS K2204 2号） 1リットル当たりの単価 約660,000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成15年3月27日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	44,10円	一般競争入札	平成15年2月14日
愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送 毎月573,350部、12回発行	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成15年4月10日	セキ株式会社 愛媛県松山市湊町七 丁目7番地1	37,800,000円	一般競争入札	平成15年2月28日

○愛媛県告示第1081号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
俊 野 昭 彦	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町大字近永455-1	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成15年4月1日
門 田 治	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	〃
寺 尾 孝 志	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	〃	〃	〃
鎌 田 一 億	伊 予 病 院	伊予市八倉906番地5	医療法人愛会石川病院	川之江市上分町732番地1	〃
中 村 貢	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638番地	木村脳神経外科	伊予市米湊266番地1	〃
大 西 克 幸	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	二光クリニック	伊予郡砥部町大南457番地1	〃
石 村 政 二	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町2-1-37	いしむら整形外科	北宇和郡広見町大字奈良4298番地1	平成15年3月31日
荒 木 克 之	公立周桑病院	東予市壬生川131番地	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	平成15年3月3日
松 原 一 郎	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638番地	平成15年4月1日
末 廣 和 長	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町大字近永455-1	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684番地2	〃
田 坂 嘉 孝	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	〃

○愛媛県告示第1082号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	公立周桑病院	河 野 秀 哉	東予市壬生川131番地	平成15年3月31日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛県立伊予三島病院	椿 雅 光	伊予三島市中之庄町1684番地の2	〃

肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人愛媛会石川病院	佐藤泰仁	川之江市上分町732-1	"
"	"	"	依田啓司	"	"
聴覚、平衡、音声、言語又はそしやく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附属病院	谷口昌史	温泉郡重信町大字志津川	"
じん臓、ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	"	大岡啓二	"	"
ぼうこう又は直腸機能障害	"	財団法人積善会附属十全総合病院	宇 埜 智	新居浜市北新町1番5号	"
視 覚 障 害	眼 科	公立学校共済組合四国中央病院	尾崎知子	川之江市川之江町2233番地	"
小腸、ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	"	小田浩睦	"	"
"	"	喜多医師会病院	富岡憲明	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成15年4月4日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	河田泰実	今治市喜田村7丁目1番6号	平成15年3月27日

○愛媛県告示第1083号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
パルティ・フジ砥部	伊予郡砥部町重光239番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後10時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午前0時	平成15年5月1日	平成15年4月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島町睦月土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 山 貞 彦	温泉郡中島町大字睦月247番地
"	森 本 哲 一	温泉郡中島町大字睦月340番地
"	田 中 治	温泉郡中島町大字睦月346番地
"	楠 光 美	温泉郡中島町大字睦月264番地
"	杉 田 治 郎	温泉郡中島町大字睦月1175番地
"	森 本 忠 良	温泉郡中島町大字睦月1323番地

〃	堀 元 俊 則	温泉郡中島町大字睦月1318番地 2
監 事	田 村 俊 一	温泉郡中島町大字睦月239番地
〃	高 野 洋 介	温泉郡中島町大字睦月1392番地
〃	古 田 永 祥	温泉郡中島町大字睦月261番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 山 貞 彦	温泉郡中島町大字睦月247番地
〃	高 野 孟	温泉郡中島町大字睦月1383番地
〃	杉 野 敏 正	温泉郡中島町大字睦月1357番地
〃	片 山 正 男	温泉郡中島町大字睦月251番地
〃	田 村 治 久	温泉郡中島町大字睦月402番地
〃	大 西 憲 代	温泉郡中島町大字睦月1347番地
〃	田 村 昭 子	温泉郡中島町大字睦月263番地
監 事	渡 部 正 孝	温泉郡中島町大字睦月139番地
〃	細 川 彰	温泉郡中島町大字睦月421番地
〃	杉 田 恭 二	温泉郡中島町大字睦月1388番地

○愛媛県告示第1085号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）の施行を平成15年5月1日認可した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1086号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・近道地区）の施行を平成15年5月1日認可した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1087号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・立間地区）の施行を平成15年4月25日認可した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1088号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）の施行を平成15年4月25日認可した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1089号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行に平成15年5月1日同意した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1090号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中ノ坪地区）の施行に平成15年5月1日同意した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1091号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（ほ場整備事業・沢渡地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業（ほ場整備事業・沢渡地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年5月12日から6月6日まで
- 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第1092号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（農業用道路整備事業・沢渡地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業（農業用道路整備事業・沢渡地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年5月12日から6月6日まで
- 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第1093号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・沢渡地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第

5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・沢渡地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年5月12日から6月6日まで
- 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
団体営ため池等整備事業	寺前地区	平成15年3月25日

○愛媛県告示第1095号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
基幹水利施設補修事業	道後平野Ⅱ期地区	平成15年3月17日

○愛媛県告示第1096号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県営かんがい排水事業	佐古西地区	平成15年3月3日

○愛媛県告示第1097号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	八反地地区	平成15年3月2日

○愛媛県告示第1098号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	尾崎新池地区	平成15年3月7日

○愛媛県告示第1099号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	笠谷一ノ池地区	平成15年3月24日

○愛媛県告示第1100号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	湯山久米地区	平成15年3月25日

○愛媛県告示第1101号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	砥部2期地区	平成15年2月26日

○愛媛県告示第1102号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成15年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査月日	検査時間	検査場所
5月27日	10時から12時まで 14時30分から15時30分まで	北宇和郡広見町大字出目奥の畑2531番地2号 愛媛県農業協同組合連合会広見種豚増殖センター 南宇和郡一本松広見724番地
5月28日	10時から12時まで 14時から15時まで	東宇和郡野村町大字阿下7号156番地 愛媛県畜産試験場 東宇和郡宇和町大字山田1300番地
5月29日	9時30分から10時30分まで 13時から15時まで	北条市八反地498番地 愛媛大学農学部附属農場 温泉郡川内町吉久658番地
5月30日	9時30分から10時30分まで 11時から12時まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 西条市玉津下島山甲560番地

○愛媛県告示第1103号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の規定により、指定肉用子牛価格安定基金協会を次のように指定した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	指定年月日
社団法人愛媛県畜産協会	松山市三番町五丁目8番地15	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1104号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により、次の法人の指定を解除した。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	指定解除年月日
社団法人愛媛県肉畜価格安定基金協会	松山市三番町五丁目8番地15	平成15年3月31日

○愛媛県告示第1105号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底び

き網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成15年5月9日から5月22日まで

○愛媛県告示第1106号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を宇和島地方局産業経済部御荘水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1107号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目472番11から 同町六丁目374番3地先まで	平成15年5月9日

○愛媛県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1177番3から 同大字2番耕地1178番2まで	旧	メートル 6.0～7.1	キロメートル 0.030	
			新	17.5～21.0	0.030	

○愛媛県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1177番3から 同大字2番耕地1178番2まで	平成15年5月9日

○愛媛県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字宮野乙1338番4から 同字乙1333番4まで	旧	メートル 5.0～7.4	キロメートル 0.071	
			新	8.6～26.1	0.071	

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字宮野乙1338番4から 同字乙1333番4まで	平成15年5月9日

○愛媛県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字御所浜乙3661番 5 から 同字乙3689番 8 まで	旧	メートル 5 4 ~ 21 8	キロメートル 0 .105	
			新	21 8 ~ 54 5	0 .105	

○愛媛県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字御所浜乙3661番 5 から 同字乙3689番 8 まで	平成15年 5月 9日

○愛媛県告示第1115号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年 5月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

- (1) 土地区画整理組合の名称
重信町田窪土地区画整理組合
 - (2) 事務所の所在地
重信町大字見奈良530番地 1（重信町役場内）
 - (3) 設立認可の年月日
平成13年 3月27日
- 2 変更認可の年月日
平成15年 5月 9日

○愛媛県告示第1116号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 5月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局建（開）第 3 号 平成15年 4月21日	北条市小川字式反地甲253番 2 並びに同市小川字夏目木甲272番 1、甲273番 1、甲274番 1 及び甲274番 2	東京都千代田区内幸町 2 - 2 - 3 太陽石油株式会社 代表取締役 河 井 園 士
15松局伊土検（開）第 3 号 平成15年 4月23日	伊予郡松前町大字西高柳字天王216番 1 及び216番 4	伊予郡松前町大字西高柳216番地 宇 野 弘 義
15松局伊土検（開）第 4 号 平成15年 4月24日	伊予郡松前町大字神崎字石手地970番 5	松山市西垣生町1459番地 3 三 原 正 己
15西局建（開）第 2 号 平成15年 4月25日	西条市神拝字二本松乙75番 7、乙75番10、乙75番11並びに同市神拝字局乙87番 3、乙87番 7、乙90番 1、乙90番 3 ないし乙90番27、乙96番 1 ないし乙96番 5、乙97番 1、乙97番 5 ないし乙97番10	西条市大町641番地 3 有限会社 うさみ土地企画 代表取締役 宇佐美 敏 晴
15松局建（開）第 4 号 平成15年 4月25日	温泉郡重信町大字牛渕字麻生分285番 1	松山市森松町1035番地 1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫

15西局建（開）第3号 平成15年4月28日	西条市中野字楠甲506番2	西条市中野甲506番地3 高橋規寿
---------------------------	---------------	----------------------

○愛媛県告示第1117号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
川之江第1号	伊予三島市金子2丁目4番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市妻鳥町1121番地 うま農業協同組合川之江中央支店	売りさばき人 川之江市妻鳥町1121番地 川之江市農業協同組合 売りさばき所 川之江市妻鳥町1121番地 川之江市農業協同組合	平成15年4月1日
川之江第2号	伊予三島市金子2丁目4番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市川之江町4064番地 うま農業協同組合川之江支店	売りさばき人 川之江市妻鳥町1121番地 川之江市農業協同組合 売りさばき所 川之江市川之江町4064番地 川之江市農業協同組合川之江支所	平成15年4月1日
川之江第6号	伊予三島市金子2丁目4番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市川滝町下山1873番地の1 うま農業協同組合川滝支店	売りさばき人 川之江市妻鳥町1121番地 川之江市農業協同組合 売りさばき所 川之江市川滝町下山1873番地の1 川之江市農業協同組合川滝支所	平成15年4月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月28日	特定非営利活動法人 自然環境教育えことのは	小林智子	愛媛県松山市久米窪田町443番地	この法人は、現代社会に生きる人々に、我々の社会が持続可能ではないという現状への理解を促すとともに、この現状を打破するための方策を提示し、持続可能な社会を次世代へ引き継ぐための役割を担うものとする。このために、環境問題や生産消費活動、環境教育に関する調査研究、普及啓蒙活動、政策提言などの事業を不特定多数の個人および団体を対象に実施し、持続可能な社会づくりに向けたライフスタイルの確立に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月30日	特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO	植木利勝	松山市本町6丁目6番7号	この法人は、不特定多数の人々を対象に、耕作放棄地の有効活用や過疎農村問題を中

心とした、都市生活者と農村住民との交流活動などを展開し、日本人の原点である農村の原風景や文化、地域社会問題にも目を向けながら、楽しい農業の出来るまちづくりの支援活動を行うことによって、地域の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes details for '特定非営利活動法人 痴呆症高齢者支援えひめの会'.

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成14年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

Table showing request and processing status of public documents. Columns include 区分, 請求等の件数, 処 理 の 状 況 (公開, 部分公開, 非公開, 処理中), 取 下 げ.

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県採用委員会・愛媛県海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。
注3 ()内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

Table showing breakdown of public document requests by implementation agency. Columns include 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists agencies like 総務部, 企画情報部, etc.

Table with 3 columns: 地方労働委員会, 収用委員会, 海区漁業調整委員会, 内水面漁場管理委員会. Values are 0, 1, 0, 0.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

Table showing main content of public document requests. Columns include 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists items like 公益法人の決算書類等, 県立高校の安全衛生委員会記録, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

Table showing breakdown of public document requesters. Columns include 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists categories like 県内に住所を有する者, 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体, etc.

5 不服申立て等の状況

- (1) 不服申立て 実績なし
(2) 不服申出 実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成14年度における個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成15年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関	平成14年度未件数
知 事	
総務部	58
企画情報部	39
県民環境部	132
保健福祉部	465
経済労働部	76
農林水産部	205
土木部	126
出納事務局	9
小 計	1,110
議 会	11
公営企業管理者	16
教育委員会	176
選挙管理委員会	19
人事委員会	4
監査委員	5
地方労働委員会	4
収用委員会	11
海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	1
合 計	1,359

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況				取 下 げ
		開 示	部分開示	非開示	処 理 中	
知 事	7 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公営企業 管理者	23 (0)	20 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員 会	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

合 計	34 (0)	26 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
-----	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------

注1 他の実施機関については、実績なし。

2 ()内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
知 事	197
教育委員会	4,168
人事委員会	195
合 計	4,560

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の削除請求の状況

実績なし

5 個人情報の取扱いの是正の申出の状況

実績なし

6 個人情報の取扱いの是正の再申出の状況

実績なし

7 不服申立ての状況

実績なし

○公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則（昭和46年愛媛県規則第13号）第9条第1項の規定による平成16年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成15年 5月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

科 別	期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
歯科衛生 士科	(1) 一般入学試験 平成16年 2月14日(土) (2) 推薦入学試験 平成15年 10月18日(土)	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立歯科技 術専門学校	2 年	40人(う ち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、20人程 度)	高等学校卒業者(平成16年3月 卒業見込みの者を含む。)又はこ れと同等以上の学力があると認め られた者。ただし、推薦入学試験 を受ける場合にあつては、愛媛県 内の高等学校を同月卒業見込みの 者で、在学高等学校の校長の推薦 を受けたものに限る。	歯科衛生士試 験の受験資格が 得られる。
歯科技工 士科	(1) 一般入学試験 平成16年 2月14日(土) (2) 推薦入学試験 平成15年 10月18日(土)	同 上	2 年	20人(う ち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、10人程 度)	同 上	歯科技工士試 験の受験資格が 得られる。

2 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

- ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。)
- イ 健康診断書
- ウ 入学資格を証明する書類(卒業証明書、卒業見込証明書等)
- エ 最終出身校の成績証明書

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校の校長の推薦書

(2) 入学願書及び健康診断書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

(3) 入学願書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

(ア) 一般入学試験

平成16年1月9日（金）から26日（月）まで

(イ) 推薦入学試験

平成15年10月2日（木）から9日（木）まで

(ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

（郵便番号 791 2101）

愛媛県立歯科技術専門学校

3 合格発表

(1) 一般入学試験

平成16年2月27日（金）午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成15年10月31日（金）に在学高等学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成15年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成15年5月9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826

平成15年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成15年5月12日（月）から5月30日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	24人程度	知事の事務局、公営企業管理者の事務局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	9人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
土木	9人程度	知事の事務局又は公営企業管理者の事務局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、港湾、都市計画等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
農業土木	1人程度	知事の事務局の本庁又は地方機関に勤務し、土地改良、農業基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	1人程度	知事の事務局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術・農業経営・農村生活に関する普及指導、農業に関する試験研究等の業務に従事します。

林業	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、森林整備の推進、治山林道事業、森林・林業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	2人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産物の生産流通、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	1人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	3人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置の設計、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。
鑑識(法医)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、法医学に関する鑑識業務に従事します。
薬剤師	4人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
心理判定員	2人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童、保護者等に対するカウンセリング、心理療法等の業務に従事します。

3 受験資格

- (1) 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者(昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。))を卒業した者及び平成16年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 農業、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
農 業	改良普及員の資格を有する者又は平成16年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成16年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
心 理 判 定 員	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(平成16年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

イ 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。
なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

ア 口述試験

イ 集団討論

ウ 作文試験

エ 適性検査

オ 身体検査

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	試 験 区 分	場 所	合 格 発 表
			行 政 事 務	松山南高等学校	
			学 校 事 務	(松山市末広町11番地1)	

第 1 次 試 験	平成15年6月22日 (日曜日) 午前9時から 午後3時まで 〔午前 教養試験〕 〔午後 専門試験〕	警 察 事 務	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	平成15年7月中旬に愛媛県 庁前掲示板に掲示するほか、 合格した者に通知します。
		土 木		
		農 業 土 木		
		農 業		
		林 業		
		畜 産		
		水 産		
		電 気 ・ 電 子		
		化 学		
		機 械		
鑑 識 (法 医)				
薬 剤 師				
心 理 判 定 員				
第 2 次 試 験	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ま す 。	平成15年8月下旬に愛媛県 庁前掲示板に掲示するほか、 合格した者に通知します。		

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 農業、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、学校事務、警察事務、土木、農業土木、農業、林業、畜産、水産、電気・電子、化学、機械、心理判定員	行政職給料表2級2号給 171,500円
鑑識(法医)	研究職給料表1級8号給 176,100円
薬剤師	医療職給料表(□)2級2号給 177,400円

8 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課(西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が6月16日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行 政 事 務 学 校 事 務 警 察 事 務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
土 木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
水 産	水産学通論、漁政、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済
電 気 ・ 電 子	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
化 学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
機 械	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作
鑑 識 (法 医)	数学、物理、物理化学、無機化学、有機化学、生化学、微生物学、生理学、遺伝学、生物学、血液学
薬 剤 師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
心 理 判 定 員	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成15年4月1日以後、政治活動（選挙活動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成15年5月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
金谷一後援会	金 谷 一	加 藤 熊 雄	北宇和郡松野町松丸274
近藤栄一後援会	近 藤 恵	清 水 文 和	今治市宅間甲1950
市民に幸せをおくる会	熊 本 晃 一	矢 野 真 一 郎	松山市空港通3 - 2 - 15
二宮敬典後援会	二 宮 辰 男	二 宮 千 香	南宇和郡城辺町久良2718
原月美後援会	原 月 美	原 清 子	新居浜市宮原町5 - 41
松谷照男後援会	榭 田 憲 蔵	村 上 定 男	松山市三津3 - 9 - 14
緑の大地	久保田 博 彦	山 崎 哲 男	宇和島市栄町港1 - 5 - 4
皆さんと共に町政を進める会	水 谷 幸 夫	細 川 久 平	北宇和郡津島町北灘丁1094
むつみ会	増 田 恵	木 下 縫	伊予市下吾川944 - 3

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

平成15年5月25日任期満了に伴う石手川北部土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次の

とおり指定する。

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

松山市選挙管理委員会

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年5月9日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日	随意契約にした理由
重油（JIS K2205 1種2号）約700,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成15年3月28日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	35,175円	随意契約	平成15年2月14日	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
愛媛県立中央病院清掃業務一式	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成15年3月28日	株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町一丁目11番地3	51,660,000円	一般競争入札	平成15年2月14日	
愛媛県立中央病院感染性廃棄物処理業務約3,400,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成15年3月28日	株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町一丁目11番地3 松山容器株式会社 愛媛県松山市南吉田町2145番地1	17,850円	一般競争入札	平成15年2月14日	

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

4月30日

愛媛県技術吏員 井 上 小百合

願により本職を免ずる

5月1日

廣 瀬 英 軌

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる

藤 本 美 代 子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（二）1級を命ずる

技師を命ずる

県立伊予三島病院勤務を命ずる

（県立中央病院）

（ 同 ）

（ 同 ）

山 本 佳 世

石 丸 智 景

城 英 里

(同)	二宮 裕	住所不明	力石 遠治
(同)	杉野 瑠衣	住所不明	赤松 仁吉
(県立今治病院)	高倉 里美	住所不明	竹内 安太郎
(同)	久良 真弓	住所不明	竹内 與太郎
(同)	門脇 喬子	住所不明	竹内 竹治郎
(同)	細川 めぐみ	住所不明	竹内 金太郎
(同)	中山 佳奈	住所不明	榊田 萬治
(県立伊予三島病院)	羽藤 美和	住所不明	金谷 卯三郎
(同)	白川 薫	住所不明	竹内 浅治郎
(同)	西山 姉文	住所不明	井上 直治郎
(同)	高橋 舞	住所不明	岡村 民八
(県立南宇和病院)	福岡 涼子	住所不明	松森 與太郎
(同)	竹久 令子	住所不明	毛利 市太郎
(同)	小林 由季	住所不明	有馬 利三郎
(同)	岡田 聖子	住所不明	松見 仙太郎
(同)	島原 美咲	住所不明	松見 定次郎
(同)	江良 和美	住所不明	竹内 関太郎
(同)	中島 千恵	住所不明	竹内 兼次郎
(県立北宇和病院)	山本 恵子	住所不明	森田 多四郎
(県立新居浜病院)	白石 聡子	住所不明	竹内 熊五郎
(同)	池田 智香	住所不明	小西 吉太郎
(同)	神野 美香	住所不明	金谷 竹次郎
(同)	玉利 未来	住所不明	金谷 房吉
(同)	大澤 亜紀	住所不明	赤松 重太郎
(同)	篠森 由美	住所不明	市森 紋太郎
(同)	渡邊 翔子	住所不明	岡村 長太郎
(同)	糸田川 恵里	住所不明	毛利 市造
(同)	矢原 あすか	住所不明	森田 市太郎
(同)	藤田 理恵	住所不明	古沢 留次郎
愛媛県技術吏員に任命する		住所不明	榊田 友次郎
医療職(三)2級を命ずる		住所不明	渡邊 作太郎
技師を命ずる		住所不明	渡邊 信太郎
(頭書)勤務を命ずる(各通)		住所不明	金谷 庄太郎

雑報

○公示による通知

住所不明(ただし、土地登記簿上の住所 愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1番戸)

住所不明	中山 忠吾
住所不明	平岡 長治
住所不明	山本 仁太郎
住所不明	行定 栄
住所不明	榊森 仙太郎
住所不明	先来 安太郎
住所不明	田岡 林三郎
住所不明	竹森 弥三治
住所不明	行川 長吾
住所不明	竹内 大藏
住所不明	竹内 庄八
住所不明	越知 石太郎
住所不明	高橋 谷五郎
住所不明	宇治 由太郎
住所不明	花森 米治郎

住所不明	酒井 元吉
住所不明	酒井 兼松
住所不明	三川 久太郎
住所不明	田村 金吾
住所不明	酒井 寅松
住所不明	鶴本 熊治
住所不明	石川 忠三郎
住所不明	大田 治吉
住所不明	大田 源太郎
住所不明	酒井 亀吉
住所不明	毛利 百太郎
住所不明	有馬 安太郎

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成15年5月27日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成15年5月9日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成15年4月10日付け15媛収第6号審理の開催について
(審理開催の通知)